【参考１】

長野県歯科口腔保健推進県民会議開催要綱

（目　的）

第１　長野県歯科口腔保健推進条例の具現化を図るための歯科口腔保健推進計画（以下「計画」という。）を策定する上で有識者の意見を聴くとともに、県の歯科口腔保健に関する取組を県民運動として実践し、その推進を図るため、長野県歯科口腔保健推進県民会議（以下「会議」という。）の開催に関して必要な事項を定めるものとする。

なお、会議は、地方自治法第 138 条の４第３項の規定に基づき、法律又は条例により設置された附属機関ではないものとする。

（会議事項）

第２　会議は、次の事項について意見を聴くものとする。

（１）計画の策定に関すること。

（２）計画の推進、普及啓発に関すること。

（３）計画の評価、見直しに関すること。

（４）その他必要な事項に関すること。

（構　成）

第３　会議は、委員 25 人以内で構成する。

２　会議は、保健、医療、学校保健、医療保険者、職域保健等関係機関・団体の代表者、事業者、高齢者及び障がい者の関係者、学識経験者、住民の代表及び行政関係者等で構成する。

３　会議は、学識経験者、関係機関・団体職員、行政関係職員等構成員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができるものとする。

（開催期間）

第４　会議は令和５年３月 31 日までの間、開催するものとする。

（座　長）

第５　会議に座長を置く。

（補　則）

第６　この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

（附　則）

この要綱は、平成 23 年４月 12 日から適用する。

平成 26 年４月１日　一部改正

令和元年８月 30 日　一部改正

令和３年４月１日　一部改正

令和４年１月１日　一部改正

長野県歯科口腔保健推進県民会議　委員名簿

（令和３年７月19日～令和５年３月31日）

区分	所　属　団　体	職名	委　員　氏　名	備考
保健医療等関係者	長野県歯科医師会	副会長	山岸　光男	
	長野県医師会	常務理事	鈴木　章彦	
	長野県薬剤師会	常務理事	飯島　美雪	
	長野県歯科衛生士会	会長	宮嶋　典子	
	長野県歯科技工士会	女性部長	児玉　衣江	
	長野県看護協会	副会長	山本　かづ子	
	長野県栄養士会	会長	馬島　園子	
学校関係	長野県学校保健会	養護教諭副部会長	望月　和泉	
	長野県歯科衛生士養成校協議会	長野県医療衛生専門学校 歯科衛生士学科長	宮﨑　栄理子	
医療保険者	長野県保険者協議会	副会長	濱村　圭一	R4.4～
職域保健	長野労働局	健康安全課長	小林　弦太	
	長野産業保健総合支援センター	副所長	辻合　崇浩	
事業主	長野県経営者協会	総務部次長	梶田　能孝	
高齢者	長野県高齢者福祉事業協会	事務局長	樋口　隆教	
	長野県介護支援専門員協会	副会長	武藤　大輔	R4.6～
障害者	長野県身体障害者施設協議会	安全衛生推進員	佐藤　洋実	
学識	松本歯科大学	口腔顎顔面外科学講座 教授	芳澤　享子	
	信州大学	医学部歯科口腔外科学教室 教授	栗田　　浩	
住民代表	長野県保健補導員会等連絡協議会	副会長	野村　千恵子	
	長野県食生活改善推進協議会	会長	金井　春子	
市町村	長野県市長会	塩尻市 健康づくり課長	塩原　正巳	
	長野県町村会	辰野町 保健福祉課長	竹村　智博	
県議会	長野県議会		石和　　大	R2.4.1～